

個人情報のお取り扱いについて

北九州商工会議所(以下「本会議所」という。)は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名・性別・生年月日・健康状態等、事業主の氏名・住所・口座情報等および保険金受取人の氏名・続柄)を当制度の事務手続き、各種サービスのご案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社(日本システム収納株式会社)へ提供します。

委託保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、②その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。また、委託保険会社は、上記①の目的の範囲内で、本会議所、再保険会社および他の保険会社等に提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を、口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために、必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社へ提供されます。

一保険金受取人の個人情報のお取り扱いについて一

ご指定いただいた保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の被保険者等の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

一委託保険会社における機微(センシティブ)情報のお取り扱いについて一

個人情報のうち、保健医療等の機微(センシティブ)情報の利用目的については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定しています。

保険加入に際しては、ライフプランや公的保険制度等を踏まえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

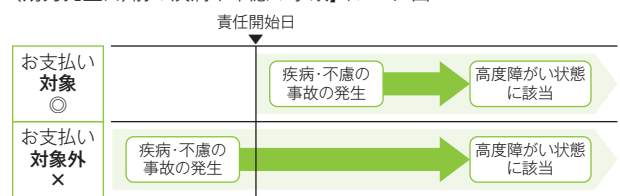
ご加入・脱退の手続きについて

- ご加入手続きの詳細については委託保険会社または商工会議所におたずねください。
- 被保険者がこの制度から脱退される場合は所定用紙で**脱退月の前々月15日**までに委託保険会社または商工会議所にご連絡ください。脱退日につきましては翌々月の1日となります。

その他

- この制度の災害保障特約付団体定期保険部分は商工会議所が生命保険会社と締結した「災害保障特約付団体定期保険契約」に基づいて運営されます。したがってお申込みのご契約については委託保険会社の「団体定期保険普通保険約款」および「団体定期保険災害保障特約条項」が適用されます。
- この制度には会議所独自の病氣入院見舞金制度があります。
- この制度はその運営を安全かつ円滑にするため内容の一部を変更することがあります。

【8ページ「保険金・給付金をお支払いできない場合について」②加入日(効力発生日)前の疾病や不慮の事故】イメージ図



※ なお、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

金融庁公的保険ポータル

URL: <https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



生命共済制度ご加入者向け支援サービス

従業員の皆さまの健康や経営を支援するサービスを無料でご利用できます。

※大同生命保険株式会社との提携により、各提携先が提供するサービスです。サービスの詳細は、北九州商工会議所ホームページをご確認ください。

ホームページはこちら



この制度(災害保障特約付団体定期保険部分)は次の生命保険会社に委託しております

事務幹事会社

大同生命保険株式会社 521-0786

事務副幹事会社

アクサ生命保険株式会社 541-0582

第一生命保険株式会社 541-3281
富国生命保険相互会社 551-0412
日本生命保険相互会社 541-9181
ジブラルタ生命保険株式会社 512-7500
大樹生命保険株式会社 521-1584

住友生命保険相互会社 531-2883
SOMPOひまわり生命保険株式会社 050-2016-8630
東京海上日動あんしん生命保険株式会社 092-271-3554
三井住友海上あいおい生命保険株式会社 541-1351

※ 上記の委託保険会社は2025年1月現在のものです。委託保険会社は、将来、契約者(北九州商工会議所)の決定により変更される場合があります。(保険期間中でも変更される場合があります。)

◎ 委託保険会社各社は、各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの割合による保険契約上の責任を連帯することなく負いますので、委託保険会社各社の業務または財産の状況により、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。

ご照会について

【制度に関するご照会】

北九州商工会議所 共済事業課 電話番号:093-541-0182

【当紙面(「契約概要」、「注意喚起情報」)に関するご要望・苦情等】

大同生命保険株式会社 企業保険サービス課 電話番号:0120-974-716
<受付時間>9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

※この資料は、2025年1月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容に変更することがあります。

 **北九州商工会議所**
TEL 093-541-0182

〒802-8522 北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館2F

URL <https://www.kitakyushucci.or.jp>

e-mail: info@kitakyushucci.or.jp

団-2024-0039-S(2025年1月20日)G4165

契約内容重要事項記載資料

2025年度版【2025年5月1日~2026年4月末日】

生命共済制度

災害保障特約付団体定期保険 + 商工会議所独自の病氣入院見舞金制度

充実保障・低廉な掛金と健康診断補助サービスで福利厚生の実を支援します

24時間
365日保障

※1
業務上・業務外を問わず
不慮の事故から病氣死亡まで

※2
※3
死亡保険金
100万円の保障が
月々 324円~

(15~35歳・男性・1口あたりの月額掛金)

※4
健康診断料補助制度
提携健診機関利用で
健診料金を補助

ご加入しやすい制度です

※5
手続きが簡単

健康状態についての
簡単な告知でご加入可能

※6
掛金は
全額損金
必要経費

弔慰金・見舞金
に充当

保険金・給付金は
事業所(事業主)受取可能

※1 業務上・業務外を問わず、不慮の事故・病氣死亡まで24時間365日保障します。

※2 加入年齢は、14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下(更新時75歳6ヵ月までご継続いただけます。)

※3 掛金は性別・年齢・保障内容により異なります。

※4 受診コース・受診料金は提携の医療機関により異なります。補助利用は年度1回限りです。事前にお申し込みいただかないと補助対象になりません。(商工会議所独自の制度です。)

※5 告知内容によっては、ご加入をお断りすることもあります。

※6 記載の内容は2025年1月時点の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあり、将来を保障するものではありません。

意向確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧ください。保障内容・保険金額・掛金等がご自身の意向にあっているか必ずご確認ください。

 **北九州商工会議所**

団体契約による掛金と充実の保障内容で、 これからも経営者・従業員の安心を守ります。

1 死亡・障がい・入院を24時間・365日保障

事故死亡・病気死亡だけでなく、不慮の事故による身体の障がい・入院についても24時間・365日、業務上・業務外を問わず保障します。

2 商工会議所の独自の病気入院見舞金制度(会議所独自の制度であり、生命保険ではありません)

効力発生日以降の保険期間中、病気により5日以上入院された場合、商工会議所より見舞金をお支払いします。当見舞金制度は、北九州商工会議所独自の資金によって運営されており、この制度についての掛金はいただいておりません。
※支給申請は、退院日から180日以内に行ってください。(要…入院証明書類の写し等)

3 掛金は損金または必要経費として算入可能

※記載の税務取扱は、2025年1月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。[法人税基本通達9-3-5・9-3-6の2、所得税法第37条、76条]

企業の形態	税法上のお取扱い	備考
法人	全額損金算入	福利厚生費(注2)
個人	1. 生命保険料の控除(注1)	被保険者が経営者
	2. 全額必要経費算入	被保険者が従業員(注2)

(注1) 個人事業主および役員・従業員がご自身のために負担した掛金(生計を一にする親族分を含む)は、災害保障特約部分の保険料および本共済制度の制度運営費を除いた金額、または配当金がある場合には、この配当金も差引いた金額が所得税法上、生命保険料控除の対象となります。[所得税法第76条]

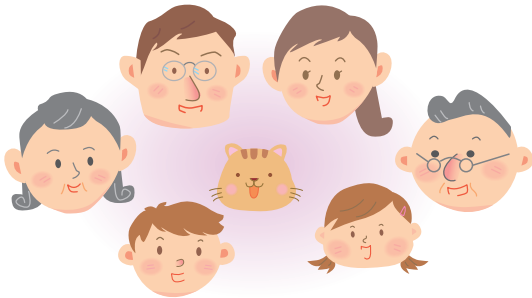
(注2) 掛金は役員・従業員の所得税の対象となりません。ただし、事業所が掛金を負担し、役員または部課長その他特定の従業員のみを加入者とし、加入者の遺族が保険金受取人となる場合、その掛金は役員・従業員の所得税の対象となりますのでご注意ください。[所得税基本通達36-31の2]

4 手続きは簡単

簡単な手続きでご加入いただけます。(健康状態についての簡単な告知が必要です。)

5 剰余が生じた場合は配当金を還元

団体定期保険部分に関して一年ごとに当団体のみで収支計算を行い、剰余が生じた場合は配当金としてお支払いします。
※配当金は、お支払時期の前年度決算等により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。収支計算の結果、配当金がゼロとなる年度もあります。



6 受取りを事業所(事業主)にすることが可能

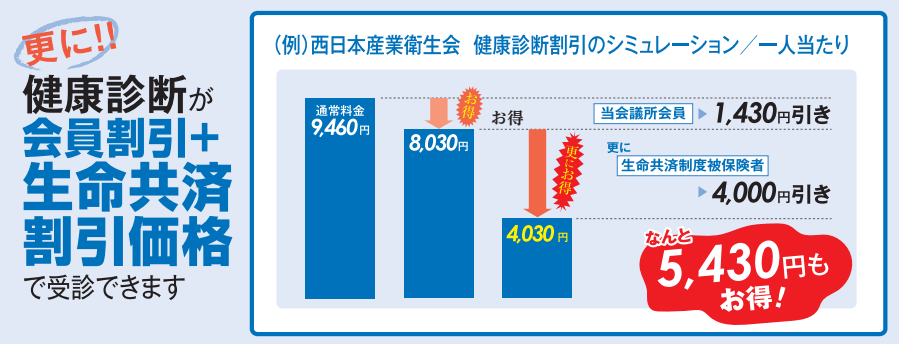
保険金・給付金の受取りを事業所(事業主)に指定することができ、万が一のときに会社の慶弔規程を補完することができます。

※本制度は掛捨て式の保険です。(団体定期保険部分)
被保険者数 11,645人(2025年1月現在)

7 商工会議所の健康診断料補助制度

提携健診機関を利用されると、会員事業所は会員価格で受診いただけます。生命共済制度に加入している方は、会員価格からさらに健診料金を補助(割引)します。会員割引は、各健診機関により、金額が異なります。

○健康診断が生命共済割引価格で受診できます。



※割引料金は、受診コースによって異なります。
※受診コース・受診料金は提携の医療機関により異なります。
※上記料金は2025年度健診料金(消費税率10%)です。随時変更・訂正する場合がございます。

提携の医療機関

- 西日本産業衛生会
- 山崎リゾートクリニック
- 九州健康総合センター
- 戸畑共立病院
- こうゆうファミリークリニック
- 北九州市小倉医師会
- 小倉記念病院
- 日本健康倶楽部
- 福岡ゆたか中央病院
- 九州鉄道記念病院

受診コース

- ミニ人間ドック
- 生活習慣病健診
- 一般健診
- 協会けんぽ健診



[illegible]

保障の範囲		口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
災害保障特約付団体定期保険	1. 死亡保険金 効力発生日以後の保険期間中に死亡したとき	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円	600 万円	700 万円	800 万円	900 万円	1,000 万円	
	2. 高度障がい保険金 効力発生日以後の傷害または疾病により、保険期間中に【別表】障がい給付割合表第1級に該当したとき											
	3. 災害保険金 効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から、180日以内の保険期間中に死亡したとき	死亡保険金に加算される額										
		50 万円	100 万円	150 万円	200 万円	250 万円	300 万円	350 万円	400 万円	450 万円	500 万円	
	4. 障がい給付金 効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から、180日以内の保険期間中に【別表】障がい給付割合表第1級～第6級に該当したとき	程度により										
		5～ 50 万円	10～ 100 万円	15～ 150 万円	20～ 200 万円	25～ 250 万円	30～ 300 万円	35～ 350 万円	40～ 400 万円	45～ 450 万円	50～ 500 万円	
5. 入院給付金 効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から、180日以内の保険期間中に、5日間以上入院したとき(同一の不慮の事故につき入院日数120日限度)	1日につき											
	750 円	1,500 円	2,250 円	3,000 円	3,750 円	4,500 円	5,250 円	6,000 円	6,750 円	7,500 円		
会議所の制度	病氣入院見舞金 効力発生日以降の保険期間中、病氣により5日以上入院したとき	1入院・1疾病につき										
		5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円	30,000 円	35,000 円	40,000 円	45,000 円	50,000 円	

11口	12口	13口	14口	15口	16口	17口	18口	19口	20口	21口	22口	23口	24口	25口
1,100 万円	1,200 万円	1,300 万円	1,400 万円	1,500 万円	1,600 万円	1,700 万円	1,800 万円	1,900 万円	2,000 万円	2,100 万円	2,200 万円	2,300 万円	2,400 万円	2,500 万円
死亡保険金に加算される額														
550 万円	600 万円	650 万円	700 万円	750 万円	800 万円	850 万円	900 万円	950 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円
程度により														
55～ 550 万円	60～ 600 万円	65～ 650 万円	70～ 700 万円	75～ 750 万円	80～ 800 万円	85～ 850 万円	90～ 900 万円	95～ 950 万円	100～ 1,000 万円	100～ 1,000 万円	100～ 1,000 万円	100～ 1,000 万円	100～ 1,000 万円	100～ 1,000 万円
1日につき														
8,250 円	9,000 円	9,750 円	10,500 円	11,250 円	12,000 円	12,750 円	13,500 円	14,250 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円
1入院・1疾病につき														
55,000 円	60,000 円	65,000 円	70,000 円	75,000 円	80,000 円	85,000 円	90,000 円	95,000 円	100,000 円	105,000 円	110,000 円	115,000 円	120,000 円	125,000 円

月額掛金 [年齢および性別により下記のとおりです] (単位:円)

(単位:円)

年 齡		口 数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
15歳～35歳	男 性	324	648	972	1,296	1,620	1,944	2,268	2,592	2,916	3,240	
	女 性	283	565	848	1,130	1,413	1,695	1,978	2,260	2,543	2,825	
36歳～40歳	男 性	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	
	女 性	324	647	971	1,294	1,618	1,941	2,265	2,588	2,912	3,235	
41歳～45歳	男 性	393	786	1,179	1,572	1,965	2,358	2,751	3,144	3,537	3,930	
	女 性	347	693	1,040	1,386	1,733	2,079	2,426	2,772	3,119	3,465	
46歳～50歳	男 性	464	928	1,392	1,856	2,320	2,784	3,248	3,712	4,176	4,640	
	女 性	399	797	1,196	1,594	1,993	2,391	2,790	3,188	3,587	3,985	
51歳～55歳	男 性	571	1,142	1,713	2,284	2,855	3,426	3,997	4,568	5,139	5,710	
	女 性	461	921	1,382	1,842	2,303	2,763	3,224	3,684	4,145	4,605	
56歳～60歳	男 性	723	1,446	2,169	2,892	3,615	4,338	5,061	5,784	6,507	7,230	
	女 性	525	1,049	1,574	2,098	2,623	3,147	3,672	4,196	4,721	5,245	
61歳～65歳	男 性	985	1,970	2,955	3,940	4,925	5,910	6,895	7,880	8,865	9,850	
	女 性	624	1,247	1,871	2,494	3,118	3,741	4,365	4,988	5,612	6,235	
66歳～70歳	男 性	1,350	2,700	4,050	5,400	6,750	8,100	9,450	10,800	12,150	13,500	
	女 性	764	1,527	2,291	3,054	3,818	4,581	5,345	6,108	6,872	7,635	

11□	12□	13□	14□	15□	16□	17□	18□	19□	20□	21□	22□	23□	24□	25□
3,564	3,888	4,212	4,536	4,860	5,184	5,508	5,832	6,156	6,480	6,727	6,974	7,221	7,468	7,715
3,108	3,390	3,673	3,955	4,238	4,520	4,803	5,085	5,368	5,650	5,863	6,076	6,289	6,502	6,715
3,850	4,200	4,550	4,900	5,250	5,600	5,950	6,300	6,650	7,000	7,273	7,546	7,819	8,092	8,365
3,559	3,882	4,206	4,529	4,853	5,176	5,500	5,823	6,147	6,470	6,724	6,978	7,232	7,486	7,740
4,323	4,716	5,109	5,502	5,895	6,288	6,681	7,074	7,467	7,860	8,176	8,492	8,808	9,124	9,440
3,812	4,158	4,505	4,851	5,198	5,544	5,891	6,237	6,584	6,930	7,207	7,484	7,761	8,038	8,315
5,104	5,568	6,032	6,496	6,960	7,424	7,888	8,352	8,816	9,280	9,667	10,054	10,441	10,828	11,215
4,384	4,782	5,181	5,579	5,978	6,376	6,775	7,173	7,572	7,970	8,299	8,628	8,957	9,286	9,615
6,281	6,852	7,423	7,994	8,565	9,136	9,707	10,278	10,849	11,420	11,914	12,408	12,902	13,396	13,890
5,066	5,526	5,987	6,447	6,908	7,368	7,829	8,289	8,750	9,210	9,601	9,992	10,383	10,774	11,165
7,953	8,676	9,399	10,122	10,845	11,568	12,291	13,014	13,737	14,460	15,106	15,752	16,398	17,044	17,690
5,770	6,294	6,819	7,343	7,868	8,392	8,917	9,441	9,966	10,490	10,945	11,400	11,855	12,310	12,765
10,835	11,820	12,805	13,790	14,775										
6,859	7,482	8,106	8,729	9,353										

[ご注意]

※「効力発生日」「保険期間」はP.5の各項目をご参照ください。 ※入院給付金は日本国内の病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院された場合に限りです。

※保険期間中に効力発生日以後に発病した所定の感染症により死亡された場合は死亡保険金プラス災害保険金をお支払いします。

※同一の不慮の事故による災害保険金と障がい給付金は重複してお支払いしません。

*「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で委託保険会社の定めるものをいいます。 *「所定の感染症」とは、次の感染症で委託保険会社の定めるものをいいます。

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、ラッサ熱、クリミア・コンゴ（Crimean-Congo）出血熱、マールブルグ（Marburg）ウイルス病、エボラ（Ebola）ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群（SARS）（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りま。）

注：新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス【令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。】である感染症をいいます。)、は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる感染症」に含まれます。なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「対象となる感染症」に含まれません。

- (1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
- (3) 指定感染症

※「病氣入院見舞金」は、当商工会議所が独自に運営する制度であり、生命保険ではありません。被保険者同一人に対し、異なる疾病等による別入院であっても、年間(5月～翌4月)1回までのお支払いとさせていただきます。なお、同一疾病について、一度お支払いしたものについては次年度以降も対象外とします。

※ご加入はお1人につき25口以下(61歳~65歳は15口以下、66歳~70歳は10口以下)とします。(超過部分は無効です)

※更新日現在60歳6ヵ月を超える方は15口を限度とし、66歳6ヵ月を超える方は10口を限度とし、自動減口処理となります。

※上記掛金は概算です(当団体の被保険者の保険金総額が100億円以上500億円未満の場合を表示しています)。掛金は保険年度開始後3ヶ月以内に確定し、変更が生じた場合は第1回目掛金にさかのぼって精算します。

※保険期間終了後、継続更新する場合の掛金は、更新時の保険料率および当団体の保険金総額等に基づいて算出しますので、変更となる場合があります。

※掛金には生命保険料のほか病気死亡保険金100万円につき152円の制度運営費が含まれています。

※掛金は加入時・更新時の年齢に応じて上記のとおりとなります。年齢は満年で計算し1年未満の端数については、6ヵ月を超えるものは切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切捨てます。

ご加入に際してご説明します

加入資格および条件

北九州商工会議所会員事業所(特定商工業者を含む)事業主および役員・従業員で14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下の方。更新される場合、更新日時点で75歳6ヵ月以下の方は次回更新日まで継続いただけ、75歳6ヵ月超となる場合には、更新日の前日をもって自動的に脱退扱いとなります。

新規加入・増額更新ともに60歳6ヵ月超65歳6ヵ月以下の方は15口(死亡保険金1500万円)、65歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下の方は10口(死亡保険金1000万円)、更新は70歳6ヵ月超75歳6ヵ月以下の方は3口(死亡保険金300万円)を限度とします。

※過去1年以内に傷病等により医師の治療・投薬をうけたことのある方は、その程度により加入できない場合があります。

(注)特に危険な職種に従事する事業所に対しては加入を制限することがあります。

※「加入申込書」および「告知書」に基づき、委託保険会社が承諾しない場合はご加入になれません。

※当所を退会されたり会員事業所(勤務先)を退職された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんので、脱退いただくこととなります。

保険期間

保険期間は、2025年5月1日から2026年4月末日までの1年間です。年度途中でご加入された方の保険期間は、加入日(効力発生日)から年度末(2026年4月末日)までです。

なお、脱退の申し出のない限り、毎年自動的に更新継続をいたします。

※毎年の更新時に被保険者数が所定の数に満たない場合、または加入率等所定の要件を充足していない場合、当制度の更新ができないことがあります。

効力発生日(責任開始日)

毎月15日までにお申込みのあった分については翌月22日に第1回掛金を預金口座より振替します。振替のできた契約につき振替日の翌月1日から効力が発生します。

(例)1月15日 締切分 → 2月22日 掛金振替 → 3月1日 効力発生

被保険者の同意確認(団体定期保険加入・増額・減額時)

加入・増額・減額時には、被保険者が保険金等の受取人を含めて制度内容について了知し、加入・増額・減額に同意することが必要ですので、お申込みの際には、被保険者の記名・捺印のある各種申込書をご提出いただきます。

掛金のお払込み

この制度の掛金はすべて取扱金融機関の預金口座より自動的に毎月振替させていただきます。(口座振替事務は日本システム収納(株)に委託しております。)

※初回掛金の振替ができなかった場合、翌月2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。

※ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、さかのぼって効力がなくなります。

被保険者証の発行

被保険者に対しては団体定期保険被保険者証を発行いたします。

保険金等の請求

被保険者が死亡・高度障がい状態となられたとき、または不慮の事故により所定の障がい状態となられたときや入院されたときは、担当生命保険会社または商工会議所へ連絡してください。

団体定期保険部分の保険金等の請求時には、次の方が請求内容について了知(支払請求書への署名・捺印)していることが必要です。

※死亡保険金・災害保険金の場合、次の①～④のうち最先順位の方

- ①配偶者
- ②生計を一にされていた子・父母・孫・祖父母の順
- ③生計を一にしていない子・父母・孫・祖父母の順
- ④兄弟姉妹(生計を一にしていた方が優先)

※労働基準法施行規則第42条および第43条に定める遺族補償を受けるべき者

ご注意ください!!

次のような場合には免責または解除となり保険金または給付金をお支払いできない場合がありますのでお申込みに際し特にご注意ください。

死亡保険金または高度障がい保険金のお支払いができない場合

- 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
- 被保険者の故意により高度障がい状態となったとき
- 契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させ、または高度障がい状態にさせたとき
- 戦争その他の変乱により被保険者が死亡し、または高度障がい状態となったとき
- 加入申込みの際、故意または重大な過失により、告知事項について事実を記載しなかったり不実の記載をしたとき

災害保険金、障がい給付金、入院給付金のお支払いができない場合

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障がいを原因とする事故によるとき
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転中または酒気帯び運転(これに相当する運転を含む)中に生じた事故によるとき
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

※増額された場合の増額部分については、上記の「加入」とあるところを「増額」と読替えてください。

【詐欺取消、不法取得目的による無効または重大事由による解除】

次の場合には保険契約自体が取消、無効または解除となり保険金等をお支払いできません。

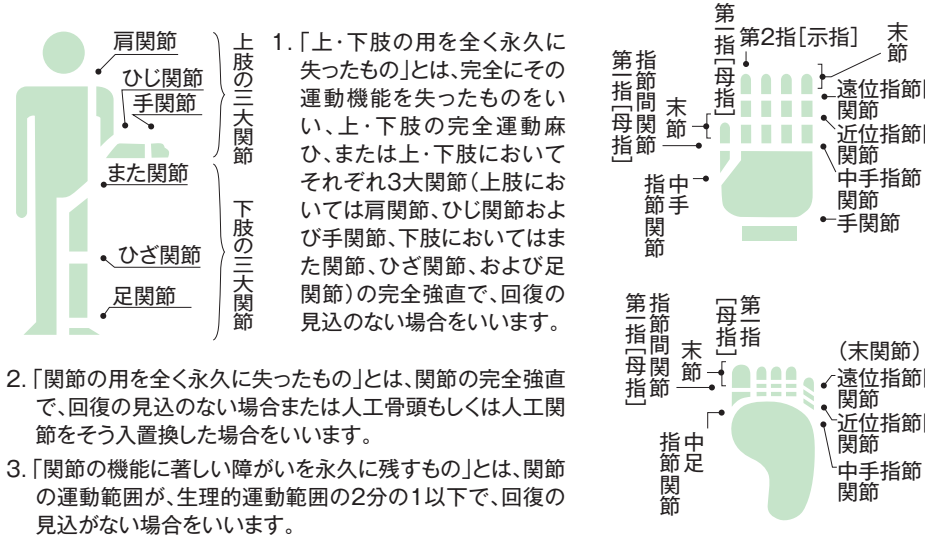
- ・保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に詐欺行為があった場合
- ・保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合
- ・保険金等を詐取する目的で事故招致をした場合や、契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等

【別表】

障がい給付金給付割合表

等級	身体障がい	災害保険金に対する給付割合
第1級 [高度障がい]	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障がいを生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障がいを永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

身体部位の名称などは、次のとおりとなります



1. 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節、および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
2. 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
3. 「関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で、回復の見込みがない場合をいいます。

1. 手指の障がいについては、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障がいにつきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
2. 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
3. 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
1. 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
2. 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

- この制度のすべての給付金は、他の傷害保険、各種社会保険の給付等に関係なく支払われますが、本表以外の障がい状態等については給付はありません。
- 障がい給付金は同一事故について災害保険金を限度とし、かつ同一保険期間について災害保険金を限度とします。また、災害保険金お支払いの際は同一事故に関してすでにお支払いした障がい給付金があるときは差引きます。

北九州商工会議所 健康診断のご案内

年に一度の定期健康診断は、下記の提携医療機関をご利用ください。

対象事業所

会員事業所／会員事業所の生命共済制度加入事業所

※ 会員割引・生命共済制度加入者割引制度があります。

提携医療機関

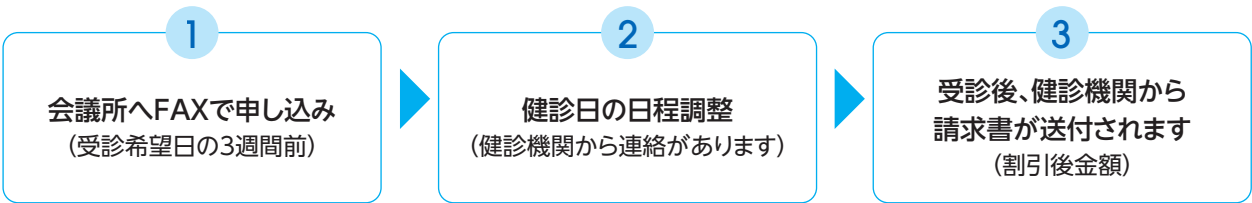
①	西日本産業衛生会	小倉北区・八幡東区 福岡市博多区	検診車の場合、1か所につき40名以上が必要
②	山崎リゾートクリニック	小倉北区	検診車の場合、1か所につき10名以上が必要
③	小倉記念病院	小倉北区	
④	北九州市小倉医師会健診センター	小倉北区	検診車の場合、1か所につき30～50名が必要
⑤	九州健康総合センター	八幡東区	
⑥	日本健康倶楽部北九州支部	戸畑区	検診車のみの対応で、1か所につき15名以上が必要
⑦	戸畑共立病院健診センター	戸畑区	
⑧	こうゆうファミリークリニック	戸畑区・門司区	
⑨	福岡ゆたか中央病院	直方市	検診車の場合、1か所につき20名以上が必要
⑩	九州鉄道記念病院	門司区	

健診コース

① ミニ人間ドック ② 生活習慣病健診 ③ 一般健診 ④ 協会けんぽ健診

※健診機関によって検査メニュー等に多少違いがあります。

申し込み・手続きの流れ



各健診機関 健診料金

	一般 会員	ミニ人間ドック	生活習慣病健診	一般健診	協会けんぽ健診
① 西日本産業衛生会	一般 41,250円 会員 33,890円	13,620円	12,570円	9,460円	5,282円
② 山崎リゾートクリニック	一般 30,637円 会員 28,600円	13,546円	11,550円	7,700円	5,282円
③ 小倉記念病院	一般 43,450円 会員 41,250円	24,200円	22,000円	9,900円	5,282円
④ 北九州市小倉医師会健診センター	一般 39,050円 会員 37,950円	19,800円	19,800円	9,460円	5,282円
⑤ 九州健康総合センター	一般 33,440円 会員 32,340円	22,440円	21,340円	9,460円	5,282円
⑥ 日本健康倶楽部北九州支部	一般 22,000円 会員 18,700円	15,070円	13,090円	9,020円	5,282円
⑦ 戸畑共立病院健診センター	一般 43,780円 会員 40,480円	22,220円	20,020円	10,450円	5,282円
⑧ こうゆうファミリークリニック ※門司区のみ協会けんぽ健診あり	一般 41,580円 会員 38,280円	15,400円	12,100円	9,900円	5,282円
⑨ 福岡ゆたか中央病院	一般 38,500円 会員 36,300円	18,700円	17,600円	7,260円	5,280円
⑩ 九州鉄道記念病院	一般 41,800円 会員 33,000円	18,865円	12,100円	9,900円	5,282円

※ すべて税込です。
※ 各健診機関・健診コースの詳細については、当会議所ホームページや各健診機関のパンフレットをご確認ください。
※ 上記金額は2025年度健診料金です。随時変更・訂正する場合がございます。

共済補助(割引)

生命共済制度加入者(会員に限る)及び特定退職金共済制度・普通退職金共済制度加入者へは、健診料金から当会議所の補助額を割引いた金額が請求されます。補助(割引)の利用は年度1回です。

R7年度からさらに拡充

		ミニ人間ドック	生活習慣病健診	一般健診	協会けんぽ健診
会員	生命共済・特退共 両方加入者	9,000円	7,000円	6,000円	4,000円
会員	生命共済加入者 特退共加入者 普通共加入者	7,000円	5,000円	4,000円	2,500円
非会員	特退共加入者 普通共加入者	1,000円	1,000円	500円	500円

※生命共済制度に新規加入して健康診断を受診後、すぐに制度を脱退された場合は、補助サービスの利用はできません。補助実施後も返金を求めます。また、2回目以降の健康診断補助サービス利用は、生命共済制度を1年以上加入継続した被保険者が対象です。
※受診料金が補助額を下回る場合は、補助の対象外となります。

●お問い合わせ先●

北九州商工会議所 共済事業課
TEL 093-541-0182 FAX 093-531-1799
URL <https://www.kitakyushucci.or.jp/>